

インセンティブに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第57条の規定に基づき、当法人のスポンサー獲得のためインセンティブ制度について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 本規程に定めるインセンティブ制度の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 理事
- (3) 専門委員会委員及び専門委員会規程第9条に定める専門スタッフ等

(インセンティブ制度適用条件)

第3条 第2条に定める対象者のうち事前に当法人のインセンティブプログラムに登録をした者で、次のすべての満たした者（以下「適用者」という。）に限り、本規程に定めるインセンティブ制度を適用する。

- (1) マーケティング会議に出席すること
- (2) 金銭に関するコンプライアンス研修を受講すること

(インセンティブ報酬)

第4条 インセンティブ報酬は、インセンティブプログラムにより獲得したスポンサーの当法人への支払額の15%相当額（消費税別。源泉所得税込み）とする。

- 2 前項のインセンティブ報酬の支払時期は、インセンティブプログラムにより獲得したスポンサーが当法人へスポンサー料を支払った日から1か月以内とする。

(インセンティブ報酬の受給条件)

第5条 インセンティブ報酬を受けることのできる適用者は、当該スポンサー候補者と初回のアポイントをとり、かつ契約締結まで責任をもって交渉を行った者とする。

- 2 前項の最終判断は、常務理事会が行う。

(インセンティブプログラムへの登録)

第6条 インセンティブ制度の適用を受けようとする対象者は、所定の申請書を事務局に提出して登録を受けるものとする。

(遵守事項)

第7条 適用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) スポンサー候補者との間で金銭の授受を行ってはならない。
- (2) スポンサー候補者に対し過剰な接待を行ってはならない。

- (3) 本規程のほか当協会の定款、諸規程、理事会及び常務理事会の指示を遵守する。特に、スポンサー候補者の業種が重複する場合に関する取り決めを遵守する。
- 2 適用者が前項の一つでも違反した場合、当該適用者はインセンティブプログラムの登録から除外されるものとし、仕掛かりの案件について他の適用者に引き継ぐものとする。なお、当該適用者は第4条のインセンティブ報酬を受け取ることができない。
- 3 前項の最終判断は、常務理事会が行う。

附則〔平成30年3月10日制定〕

この規程は、平成30年4月1日から施行する。